

役員報酬規程

特定非営利活動法人Homedoor

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人Homedoor定款第4章第18条(報酬等)に基づき理事ならびに監事(以下「役員」という)に支給する月額報酬はこの規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 役員には、理事会の承認を得て報酬を支給することかゝることができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、理事会において決定した額とする。
- (2) 役員に就任した月から報酬を支給することかゝることができる。
- (3) 役員かゝる退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬を支給することかゝることができる。
- (4) 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する

(報酬の支給日)

第3条 役員の報酬の支給日は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支払い)

第4条

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員の報酬から控除すべきものかゝる場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則 この規程は、平成26年6月12日から施行する。